第 004 号


並木としてこ後湲会
949－6103南魚沼那邀沢町大字士樽 232 070－2155－3047 toshi＠snow．co．jp http：／／donco．jp http：／／facebook．com／toshi．donco

| 会計区分 | 一般会計 | 特別会計 |  |  |  |  | 企業会計 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 特別 計 | 国保 | 後期 | 介護 | 下水 |  |  | 水道事業 | 病院事業 |
| 歳入 | $\begin{gathered} 80 \text { 億 } \\ 8716 \text { 万円 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 32 \text { 億 } \\ 5423 \text { 万 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 11 \text { 億 } \\ 8291 \text { 万円 } \end{gathered}$ | 8224万円 | $\begin{gathered} \text { 8億 } \\ 2124 \text { 万円 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 11 \text { 億 } \\ 6784 \text { 万円 } \end{gathered}$ | 収益的 | 収入 | $\begin{array}{\|c\|} \hline 4 \text { 億 } \\ 1765 \text { 万円 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline 1 \text { 億 } \\ 9949 \text { 万円 } \\ \hline \end{array}$ |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 支出 | $\begin{array}{\|c\|} \hline 3 \text { 億 } \\ 6789 \text { 万円 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} \hline \text { 2億 } \\ 3782 \text { 万円 } \end{gathered}$ |
| 歳出 | $\begin{gathered} 71 \text { 億 } \\ 9305 \text { 万円 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 31 \text { 億 } \\ 1672 \text { 万円 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 11 \text { 億 } \\ 3502 \text { 万円 } \end{gathered}$ | 8197万円 | $\begin{gathered} \text { 8億 } \\ 362 \text { 万円 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 10 \text { 億 } \\ 9611 \text { 万円 } \end{gathered}$ | 資本的 | 収入 | 269 万円 | $\begin{gathered} 2 \text { 億 } \\ 1,884 \text { 万円 } \\ \hline \end{gathered}$ |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 支出 | $\begin{array}{\|c\|} \hline 1 \text { 億 } \\ 4075 \text { 万円 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \hline \text { 2 億 } \\ 2,154 \text { 万円 } \end{gathered}$ |
| 会計区分 | 一般会計 | 特別会計 |  |  |  |  | 企業会計 |  |  |  |
|  |  | 特別 計 | 国保 | 後期 | 介護 | 下水 |  |  | 水道事業 | 病院事業 |
| 歲人 | 500 万 | $\begin{aligned} & 201 \text { 万 } \\ & \text { 1968円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 73 \text { 万 } \\ & 1352 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 5 \text { 万 } \\ & 843 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 50 \text { 万 } \\ & 7743 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 72 \text { 万 } \\ & 2031 \text { 円 } \end{aligned}$ | 収益的 | 収入 | $\begin{aligned} & 25 \text { 万 } \\ & 8221 \text { 円 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 12 \text { 万 } \\ & 3335 \text { 円 } \end{aligned}$ |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 支出 | $\begin{aligned} & \hline 22 \text { 万 } \\ & 7455 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 14 \text { 万 } \\ & 7034 \mathrm{M} \end{aligned}$ |
| 歳出 | $\begin{aligned} & 444 \text { 万 } \\ & 7203 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 192万 } \\ & \text { 6957円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 70 \text { 万 } \\ & 1743 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 5 \text { 万 } \\ & 678 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 49 \text { 万 } \\ & 6850 \text { 円 } \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 67 \text { 万 } \\ 7686 \text { 円 } \end{gathered}$ | 資本的 | 収入 | 167円 | $\begin{aligned} & 13 \text { 万 } \\ & 5299 \text { 円 } \end{aligned}$ |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 支出 | $\begin{gathered} \hline 8 万 \\ 7020 円 \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & 13 \text { 万 } \\ & 6969 \text { 円 } \end{aligned}$ |



## 湯讯町名誉町民の決定について

## ■湯沢町名誉町民条例

（目的）
第1条 この条例は，本町に居住する者若しくは本町に縁故の深いもの で，公共の福祉を増進し，社会文化の興隆及び産業並びにスポーツの振興に貢献した者のうち，その功績が顕著な者に対して湯沢町名誉町民 （以下「名誉町民」という。）の称号を贈り顕彰することを目的とする。 （称号を贈る条件）
第2条 名誉町民の称号は，次に掲げる事項に該当する者に贈ることが できる。
（1）本町の出身者若しくは本町に 10 年以上居住したことがある者又 は本町に特別な縁故を有する者であること。
（2）産業経済の振興，社会福祉の向上，学術文化の進展及びスポーツ の振興に広く貢献し，その功績が卓絶で，町民が郷土の誇りとしてひと しく尊敬する者であること。

## （決定）

第3条 名誉町民は町長が議会の同意を得て決定する。
（推庶）
第4条 この条例による名誉町民の推薦は，
湯沢町名誉町民審査委員会 において，町長の診問に応じ審査の上行う。
※審査委員は 5 名
（顕彰）
第5条 名誉町民には，その称号を贈り，事績を広く公示するとともに，湯沢町名誉町民台帳に登録し，栄誉を永久に保存する。
（待遇）

第 6 条 名誉町民に対し，次の各号に揭げる待遇をすることができ る。
（1）町の公の式典又は行事への招待
（2）慶丮の際における礼遇
（3）その他功績を讃える特別措置（取り消し）
第7条 名誉町民が本人の責めに帰する行為により，著しく名誉を失墜し，町民の尊敬が
得られなくなったと認めるときは，議会の議決を得て名誉町民であ ることを取り消すことができる。
（委任）
第8条 この条例の施行に関し必要な事項は，町長が別に定める。
平成 27 年 9 月 8 日
湯沢町議会9月定例会において下記のを湯沢町名誉町民として決定 したいので，湯沢町名誉町民条例第 3 条の規定により議会の同意を求められた。
氏名 皆川 賢太郎
結果 賛成 5 人 反対 6 人 否決
私は，賛成しました。
（理由）
－左記条例の湯沢町名誉町民審査委員会の満場一致推薦であった。 ※名誉町民審査委員 5 人

- 反対する理由がない。
- 勝手に名前を出されて，賛成，反対をされるのは，皆川氏にとっ ては気分のいいものではないので。


## 平成 27 年 9 月 24 日

湯沢町議会 9 月定例会において
■町長よりワールドカップ大会開催に付き 5000 万の補正予算 の增額をしたいとの説明を受ける。

結果 賛成 7人 反対 4 人 可決

## 【要 点】

- 当初は，平成 26 年 2 月で 2 億 5 千万の大会予算で町負担は 2000 万。
- 平成 27 年 7 月にF I S が現地調査を行い，大会予算が 3 億 4 千 658

万となった。
－現地調査で大会コース整備，使用期間蔵，降雪機増設，計測線増設，
等開催条件が課された。
－平成 27 年 9 月に大会組織委員会で協議した結果 8700 万円不足。大会予算の増額が必要になる。他の助成金を見込んでも 7000 万不足。
そのため湯沢町が 5000 万。全日本スキー連盟が 2000 万を負担する
ことで合意した。

- 全日本スキー連盟は，2000万を担保した。
- 全日本スキー連盟は，346，577，803 円を超過した場合，超過費用を負

担することを担保した。
－契約後も大会当日まで行政は，協賛等，協力をお願いし湯沢町の負担分を減額できるよう動いて行く。
※ワールドカップ予算は，2000万＋5000万＝7000万
■私は賛成しました。
【理 由】
今，湯沢町の冬は，以前と違い低迷しています。
ここで，何かをしなければ，スキーの町，湯沢は薄れていき，冬の観光が，成り立たなくなる。冬の観光が，成り立っている現状だからこそ，出稼ぎなど，雪の無い所に行って仕事をしなくてもいい。

平成 27 年 9 月 24 日

## 湯沢町議会9月定例会において

■—般質問
【質問】ハンデを持つ子の親亡き後の生活について。法人後見制度だけは，早急に取り組むことができるか。
【答】今年度より社会福祉協議会と勉強会を開催しており，検討していく。
【質問】現在，どこの地区でも空き家は問題になっている。たった 1 件の空き家でさえ廃墟化したら，たくさんの問題が生じる。それがマンショ ンであれば多大な問題がでてくる。

- マンション 1 棟壊すのに 2 億から 3 億はかかる。
- 廃墟化した時点での住民なきマンションにおいて町の取り壊しは経済的には絶対無理。
- 未来の子ども達に負の遺産を持たせてはいけない。
- 耐用年数 60 年としてもう半分経過しているマンションがあり，経年劣化による補修費がかかる。マンション内で自治会を組織して頂きマンショ ンに定住して頂くことが廃墟化することを遅らせる手段だと思う。マン ション内の自治会を町内会と同等の扱いをするには，一定の認定基準を満たせば受けられるとした。認定基準はどのような基準となったのか。
【答】まだ基準はできていない。
【質問】いつまでにできるのか？
【答】年末までには，作成する。
【質問】必要であれば，「大和スマートインターチェンジの一般車両の2
4 時間利用可能の要望活動をする。」ということでした。現況では，基幹病院を緊急時に夜，利用する状況は増えている。湯沢町は観光で成り立っ ており，お客樣の急な病気，ケガ等で基幹病院を夜間，利用する事も増 えると予想する。緊急時の対応は，必要不可欠。その後の状況はどうなっ ているのか伺います。
【答】南魚沼市と協議し，ネクスコ東日本への陳情を合同で行っていく。【質問】地方創生は，人口減少に歯止めをかけるのが目的ではありますが，人口維持が難しいのであれば，外貨（町外のお金）を稼ぐ政策であれば，人口が減少しても，町の行政の執行にも支障がないと思いますがどうか。【答】町も民間と同じく，外貨を稼ぐ施策を行い，公共サービスを充実さ せていきたい。
【質問】ハンデをもつ子どもが，，親がいなくなっても生活ができるように，町として対応ができているのか伺います。
【答】ハンデの状態にあった障がい福祉サービスなどが受けられるよう支援している。親がいなくなっても自立した生活ができるようサポートし ていく。

ワールドカップは絶好の宣伝イベントです。
世界の湯沢。日本の中の湯沢をアピールできる数少ない機会です。
今回，その機会を得てワールドカップ誘致に名乗りを上げ，準備 を進めてきた。ここまで，進んでいる以上，開催を中止することより，開催することの方が湯沢にとっての将来的な観光に対して有利だと私は思いました。ここで中止すれば，負の連鎖反応が続き，湯沢の発展にマイナスとなると思いワールドカップ予算措置はやむを得な いと私は判断し賛成しました。

しかし 5000 万円は，大金であり，税金でもあり，福祉で使えば，相当なことができる。この金を無駄にしてもらってはこまる。

ワールドカップを成功させ，冬の湯沢町に経年的に外貨を引き込 めるようしていかなければならないと思う。

## 平成27年9月24日

湯沢町議会9月定例会において
■田長より，ワールドカップ大会開催が予算不足となった責任をとり半年の月給半額にしたいとの説明。

結果 賛成 3 人 反対 8 人 否決
－私は賛成しました。
【理 由】
今回の予算不足で 5000 万の増額。 5000 万円は大金であり，税金でもあるので，一旦，けじめをつけ，これからの任期を，頑張っ て頂きたい。期待しています。

## 行政報告

（観光）
4月から8月までの主要観光施設の入込み状況は，前年比 $6.0 \%$増加。外国人観光客の指標となる越後湯沢駅内の広域観光情報セン ターの外国人来訪者は，4月から8月，前年比 $2.8 \%$ 増と大幅な伸び。 フジロックフェスティバルは，入場者数 11 万 5 千人。 （観光施設整備）

蓬ヒュッテの改築工事が 7 月末に竣工，快適な小屋に生まれ変 わった蓬ヒュッテは，谷川連峰の安全登山に役立つものと期待。 （農業）

今年度から年間を通じ $100 \%$ 湯沢産のコシヒカリを湯沢学園の児童に提供。来年度からは認定こども園の給食でも使用する。
（就職相談会）
湯沢カルチャーセンターで合同就職相談会開催，企業10社，就職希望者 10 人参加。
（企業誘致）
中子町有地への企業誘致の案内 3,000 通，東京 23 区の企業及び全国の学校や研究機関に送付。同時に旧学校施設の利活用者募集，進出意向アンケートを同封。
（統合文教施設整備）
統合文教施設は 11 月末の竣工。
（学校運営協議会）
湯沢学園ではコミュニティスクール制度を導入しており，構成母体である一般町民，PTA，教職員，行政が参加する学校運営協議会開催，湯沢学園の運営について協議。
（湯沢学園一般開放）
湯沢学園では学校図書館を土•日曜日と長期休暇時に一般開放。 （地域交流センター）
地域コーディネータや学園ボランティアの協力。湯沢学園支援の ための協力体制等を整備するとともに，今年度も学習指導を始め，
登下校の見守り，図書整理，学園美化，学校の森活動等，活動に参加。 （アルペンスキーワールドカップ）
スキー観光の振興と青少年に夢を抱いてもらいたいと，開催地と して立候補。協賛金も8月末現在で 32 社， 1061 万円，他にも 6 社 から 570 万円の申し出。 7 月 17 日， 18 日には会場の苗場スキー場でFISインスペクションが行われた。FIS から派遣された役員よ り会場を見ていただき，開催に向けた協議。今後，その時指摘され た内容を確認。円滑な開催ができるよう準備を進める。
（童画展）
今年度 20 回展を迎えた「越後湯沢全国童画展」を記念し，新潟市のメディアシップにて記念展を開催。県立近代美術館のご協力に より，湯沢町公民館でピカソ等の著名作家の絵画•彫刻と共にコラ ボ展を開催。

